

WHAT WORK IS ?

家庭裁判所調査官 ってどんな仕事？

家庭裁判所は、夫婦や親族間の争いなどの家庭に関する問題を家事審判や家事調停、人事訴訟などによって解決するほか、非行を犯した少年について処分を決定します。いずれも法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。

家庭裁判所調査官は、このような観点から、例えば、離婚、親権者の指定・変更等の紛争当事者や事件送致された少年及びその保護者を調査し、紛争の原因や少年が非行に至った動機、生育歴、生活環境等を調査します。

家庭裁判所調査官になるには、家庭裁判所調査官補として採用後、裁判所職員総合研修所に入所し、約2年間の研修を受ける必要があります。



先輩職員からのメッセージは、この他にも裁判所のウェブサイトに掲載されています。

<http://www.courts.go.jp/>

トップページ ▶ 採用試験情報 ▶ 裁判所職員採用試験 ▶

先輩職員からのメッセージ

浅野さんの一週間

- 月曜日 ミーティング、研修企画等
- 火曜日 採用説明会
- 水曜日 打合せ等
- 木曜日 研修講師
- 金曜日 職員との面談等
- 土曜日 職場有志でバーベキュー大会



高橋さんの一日

- 8:30 既済記録の査閲
- 10:00 控訴記録の査閲
- 12:15 昼休み、近くの公園で同僚と昼食
- 13:30 法廷立会
- 15:00 調書作成
- 16:00 ミーティング



山内さんの一日

- 8:30 管理職ミーティング
- 9:00 新しく受けた事件の各調査官への分配
- 10:00 家庭訪問調査（子どもの監護状況）
- 12:15 出雲そばのお店で同僚とランチ
- 13:00 部下から調査方針の相談を受ける
- 14:00 裁判官・書記官と離婚訴訟の打合せ
- 15:00 調査官室でケース検討会
- 16:00 調査報告書作成





裁判所職員 座談会

現在、職場で活き活きと働いている先輩職員も、実際に働き始める前には
皆さんと同じ不安を抱えていたはず！
ここでは、若手の先輩職員に実際に働いてみて感じたことや
仕事のやりがい、これからの目標などいろいろと語ってもらいました。

志望動機

—なぜ、裁判所職員に？

直井 私は裁判所に入る前も法律を扱う仕事をしていたのですが、行政官庁だったので、法律上の手続を淡々と運用するだけで、現場ではどうしようもない歯がゆさを感じていました。それで、法律に基づいて紛争を解決し、人々の役に立つ仕事ができるのは、やっぱり裁判所だと思いました。

廣瀬 公務員試験の勉強をしていたうちに、法律に興味を持ちました。他の公務員でも法律を扱いますが、具体的に法律を適用して社会に貢献できるのは裁判所だと思い選びました。

池田 裁判所は様々な人が利用しますが、分け隔てなく、公平中立を貫く機関だということに魅力を感じたからです。裁判所で働く大学の先輩に話を聞いたり、業務説明会で実際の職場を見学させてもらった時に、職員の方が当事者の方に対して説明する姿勢を見て、自分もこ



れまでに学んだ法律知識を活かして、こんな風に当事者の不安を取り除く手伝いが出来たらと、憧れを抱いたのを覚えています。

山崎 昔の記憶をたどることになるんですが…(笑)。裁判はほとんどの人にとって、人生に一度経験するかどうかの不安なものだと思うので、手続面から利用者をサポートする裁判所職員の仕事に魅力を感じました。

受験生時代

—勉強で苦労したのはどんなことですか？

廣瀬 法学部ではなかったのですが、最初の頃は聞いたことのない言葉や、難しい専門用語が出てきて理解するのに時間がかかりましたが、一緒に裁判所の試験を受ける友達と、分からない所を教え合ったり、悩みを話したりしたので克服できたのかなと思います。

直井 私は勤めていたので、残業して遅く帰ると勉強の時間が取れないこともありました。それで、通勤時に自分でまとめたノートを見たり、休日に集中して勉強するようにしていました。細切れの時間で出来ることを、積み重ねてやりましたね。裁判は人々の暮らしに密着しているものなので、新聞も毎日必ず読むようにしていました。

池田 受験生時代は、大学を卒業し

ていたのですが、アルバイトをしながら勉強していました。周りに勉強をしている仲間が少なく、勉強を続けるのが大変でした。自主ゼミを組んで情報交換をしたり、将来やりたいことを語り合ったり、パンフレットを何度も読み返してモチベーションを上げていました。



裁判所のイメージ

—まず、採用前に持っていたイメージを教えてください。

直井 静かに一人一人が黙々と仕事をしているイメージでした。

廣瀬 同じですね。堅くびりついていた所で、機械的なことばかりやっていたのかなと思っていました。

—実際に働いてみてどうですか？

直井 入ってみると全く逆で、活気があります。以前の職場に比べると、裁判官や裁判所書記官、家庭裁判所調査官など専門的な知識を持っている人と一緒に仕事をするといい



池田 恵徳 裁判所事務官

平成21年採用
東京簡易裁判所 民事部

法学部出身。受験生時代、大学の先輩が裁判所で活き活きと働いている姿に感動し、裁判所を志望。



廣瀬 正直 裁判所事務官

平成21年採用
東京地方裁判所 刑事部

文理学部数学科出身。公務員試験の受験勉強を通じて法律に興味を持ち、数ある官公庁の中から裁判所を志望。



直井 幸子 裁判所事務官

平成21年採用
東京家庭裁判所 家事部

社会人経験があり、前職も公務員。司法の仕事に就きたいという思いを捨てきれず、働きながら勉強をして裁判所を受験。



山崎 美保 裁判所書記官

平成8年採用
東京地方裁判所 民事部

平成13年に裁判所書記官に任官。1年3か月の育児休業を取得し、平成20年4月に復帰。今は2歳の男の子を育てながら働いている。

点が違つて感じています。裁判所書記官や家庭裁判所調査官が専門的な知識や経験に基づいて、活発に議論をしているのを見てみると、やはり単なる事務仕事とは違うなあと感じます。

池田 先輩職員が積極的に話しかけてくれ、気さくで明るい雰囲気の中で仕事をしています。職員同士が頻繁に声を掛け合い、お互いがどんな仕事をしているのか把握している、アドバイス飛び交ったり、ミスも未然に防げるようになっていって感じています。

廣瀬 私は法学部出身ではなく、大学で専門的に法律を学んではいたため不安だったのですが、周りの先輩たちが優しくフォローしてくれたり、ミスをしたときは厳しいながらも的確なアドバイスをしてくれたりするので、仕事を通じて自分が成長できる環境だなと感じています。今は不安も特にないですね。大学での法律の勉強は役立っていますか。

直井 私は通称分割専門部なので、相続順位や相続人の範囲を検討することがあるのですが、その時にあまり悩まずに済んでいるのは、やはり大学の授業で学んでいたからかなと思います。

池田 自分も大学で学んだ法律の知識が、そのまま役に立つ職場だなと思いました。裁判手続の大きな流れが分かっていると仕事がしやすいですし、自分の聞いたことがある法律用語が飛び交っているところなんです。

仕事と家庭

—仕事と家庭の両立について教えてください。

山崎 私は何でも一人で頑張ってしまうタイプだったので、出産後も仕事を続けると決意してからは、仕事も家事も無理をせずに、協力してもらっています。土日は、子どもと一緒にヒーローショーを観に行ったりしていますよ。

—育児休業は取得しましたか。

山崎 はい。裁判所は育児休業を取るのが当然といった環境ですし、皆さん優しいですね。妊娠中は危ないので通勤ラッシュを避けて、少し遅れて出勤する制度を利用していましたし、育児休業に入るときも、正面玄関まで頑張つてねと送り出してくれました。

裁判所書記官

—皆さん裁判所書記官を目指しているようですが、不安はありませんか？

池田 仕事面では、裁判所書記官は当事者に対し、ただ丁寧に対応するのではなく、裁判所として出来ないことは出来ない、はっきり伝えなくてはならないので、その点で冷

静な対応ができるのかと不安になります。

山崎 私は先輩の対応の仕方を見て、分からないところは質問するなどして、体で覚えていきましたよ。だめです、出来ません。ただでなく、条文などの根拠を示さないと納得してもらえないことも多いので、やはり根拠を示し、分かりやすく説明することが大事なのだと思います。

廣瀬 裁判所書記官になって、責任が重くプレッシャーに耐えられるのかなという不安があります。

山崎 裁判所書記官になるにあたっては、裁判所職員総合研修所（*1）でしっかりと基礎を学ぶことができるので、心配はいらないと思います。調書の書き方や当事者対応のコミュニケーションなど実務的なこともきちんと学べます。裁判所書記官になった後も研修制度が充実しているのだから大丈夫ですよ。（*2）

メッセージ

—最後に、受験生へのメッセージをお願いします。

廣瀬 裁判所は性別や学歴、学部にかかわらず、とても働きやすい職場です。法学部出身じゃないからと、受験しようか悩んでいる皆さん、数学科出身の僕でも働きやすい職場です。裁判所で働きたいという気持ち忘れずに頑張つてチャレ

ンジしてください。

直井 法律という堅く、厳しいものを扱うのが裁判所ですが、そこには温かく優しい人たちが働いています。将来ずっと働き続けられる職場だと思いたいです。皆さんぜひ一緒に働きましょう。

池田 裁判所は正義感を持ち続けながら仕事ができ、また働いている人の雰囲気も理想的な職場です。裁判所で働く自分の姿を強くイメージして頑張ってください。

山崎 人と関わることが好きで真剣に物事に取り組める人は裁判所でぜひ一緒に働きましょう。勉強に疲れたときは、裁判傍聴に来て、モチベーションを高めてくれたらいいなと思います。もしかしら、その時法廷でお会いするかもしれません。



*1 裁判所職員総合研修所 / 13ページを参照

*2 研修制度 / 11ページを参照

研修制度

裁判所が適正迅速な裁判を実現していくためには、裁判所職員一人ひとりが持てる力を十分に発揮することが必要です。それを組織的にサポートするために、裁判所職員として必要なマナー、担当職務を行うための基礎知識や技能の習得を目的として、職場研修(OJT)と集合研修(OFFJT)を相互に関連させた効果的な研修制度を用意しています。

採用1年目

職場研修 (OJT)

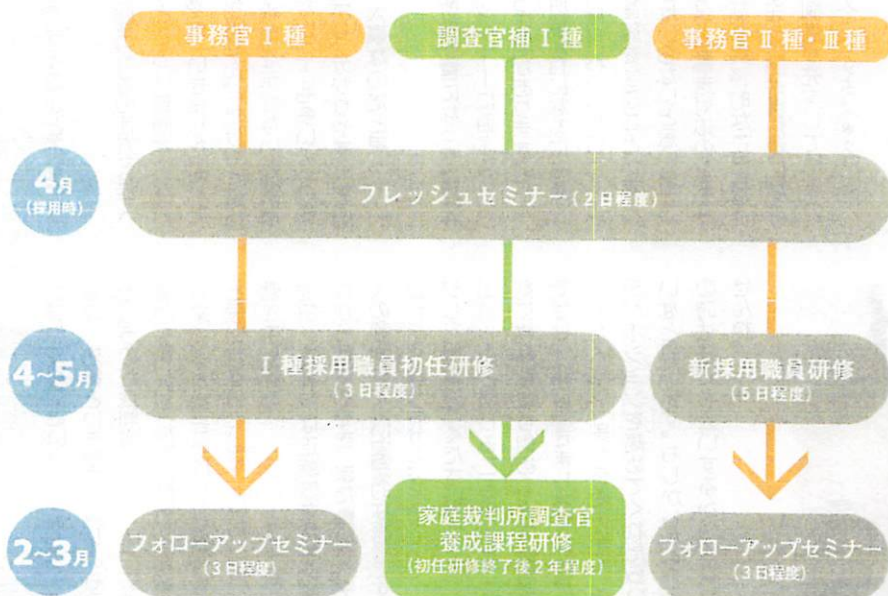
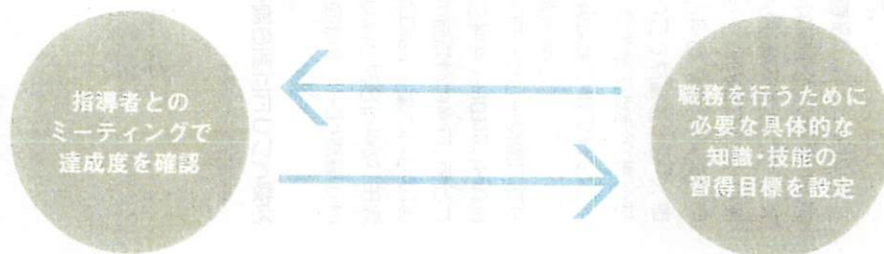
配属された職場において、日常の業務を通じて上司から計画的な指導を受けます。

集合研修 (OFFJT)

◎フレッシュセミナー
裁判所職員として当面必要な知識を習得します。

◎新採用職員研修等
裁判所職員として必要な基礎知識ややさしい心構えを習得します。

◎フォローアップセミナー
採用1年目の仕上げとして、それまでに習得した内容の確認をし、2年目のスタートに備えます。



実務研修

裁判所は裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官の実務能力や専門性の向上等を目的とした研究及び研修を行っています。

調査官実務研修 若手調査官を対象に実務能力の総合的向上を図ります。	事務官法律研修 大学法学部卒業後以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行います。
調査官専門研修 中堅調査官を対象に実務に必要な専門知識・技能の向上を図ります。	事務官専門研修 総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門知識・技能を付与します。
調査官特別研修 複雑困難な事件の調査に必要な面接技法や心理テスト技法の一層の向上を図ります。	書記官ブラッシュアップ研修 中堅書記官として書記官の職務全般を遂行するのに十分な知識・技能を付与するとともに、多様な裁判事務に対する積極的な態度をかん養します。
調査官実務研究 調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的な研究を行います。	書記官実務研究 事務処理上の諸問題についての研究・討議を通じて職務遂行能力の向上を図ります。

※ここに挙げたのはほんの一例であり、この他にも担当職務に必要な研修などを行っています。

語学研修

国際化の進展に伴い、裁判所を訪れる外国人の数は増加しています。裁判所では、英語を主とする外国語研修を実施しています。

研修を通じて、外国人との窓口対応や、見学等で来庁した外国人に対する応接に必要な語学力を身に付けることができます。

在外研究

裁判所には職員の在外研究制度があります。在外研究員は海外に派遣され、裁判制度などの研究を行います。

「経験に勝る知識なし」

私は、長期在外研究員として一年間アメリカ合衆国に派遣され、ワシントン大学で講義に参加するとともに、現地の裁判所において、裁判実務に関する調査、研究を行いました。

大学では、知識を得るだけではなく、日本の家庭裁判所についての講義を求められる機会にも恵まれ、あらためて日本の裁判制度を見直すきっかけになりました。また、現地の裁判所においては、多くの裁判官や裁判所職員と意見を交わし合い、時には少年更生プログラムへの参加や離婚に伴う調停への同席、当事者宅への訪問に同行するなどして、アメリカの裁判実務を体験的に学ぶことができました。

現在私は、最高裁判所事務総局秘書課において、在外研究への職員の送り出しや海外出張に関する事務、外国の機関との連絡などを担当しています。いわば派遣職員が直面する問題等の解決を手伝うことが私の仕事の一つですが、自らが在外研究で感じた不安や困難を克服した体

竹田 聡

平成10年採用

最高裁判所 秘書課渉外第二係長

家裁調査官補(京都)→家裁調査官(京都、足利、横浜)→在外研究(アメリカ)→家裁調査官(川崎)→係長(最高裁)

経験をもとに、実践的な解決方法を提案することができ、在外研究での経験が今の仕事に生きているのを実感しながら毎日を送っています。これらの経験に裏打ちされた知識は私の中に根を張っており、この先も、裁判所職員としての経験を積むにしたがって、この根は今よりもさらに広がり、私の裁判所職員としての幹を支えてくれるものと確信しています。

右／裁判官(中央)、裁判所職員と
下／キング郡少年裁判所にて



裁判所職員総合研修所

裁判所職員総合研修所は、平成16年4月に、それまでの裁判所書記官研修所と家庭裁判所調査官研修所を統合して埼玉県和光市に設立されました。この研修所は、広大な敷地の中に最新の機器・設備を備え、裁判所書記官、家庭裁判所調査官をはじめとする職種を超えた交流が自然に行われる環境で、充実した研修・研究を行っています。



上/宿泊棟 下/食堂 右/本館外観

「裁判所書記官に必要なもの」

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、約1～2年にわたり法律の理論、実務等についての研修を受け、修了後に裁判所書記官に任命されます。

裁判所書記官 養成課程

裁判所書記官に必要なものとは何でしょうか？

法律知識、実務知識、コミュニケーション能力、応用力、等々。私は今、これらの知識やスキルを身につけるため、日々研修に励んでいます。

研修には、法律科目と実務科目があり、たとえば実際の裁判を想定したDVDの映像を見ながら調書を作成してその講評を受けるなど、実務に即した形でしっかりと学ぶことができます。カリキュラムになっています。そのほか、「自ら考える力」を養うことを目的とした、研修生によるグループ討議の機会などもたくさん設けられています。私は法学部の出身ではないため、研修参加にあたり、法律知識の面では若干の不安もありましたが、このような研修を受けていく中で、当初の不安は解消されてい

武捨 三香子

平成17年採用

会津若松簡易裁判所 裁判所事務官
事務官(会津若松)



きました。

私は、研修所には「やる気」があれば本当にたくさんの方々と学べる環境が整っていると感じています。その恵まれた環境の下で、私は日頃から主体的に研修に取り組むよう心がけています。

そして、研修所では悩みを共有し、支えあい、切磋琢磨しあえる研修同期の「仲間」との出会いがあります。こうした仲間たちとの交流を通じて培うことができる人間としての幅の広さも、裁判所書記官に必要なものだと感じています。



家庭裁判所調査官養成課程

家庭裁判所調査官補Ⅰ種試験に合格して採用されると、約2年間にわたり執務に必要な人間関係諸科学や、法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。

「充実した研修生活」

私は、大学で心理学を専攻していたため、法律、人間関係諸科学、調査実務など様々な科目が組まれている研修についているか、とても不安でした。

法律の講義では、なじみのない用語や法律学特有の考え方に戸惑い、苦労しました。しかし、基礎から丁寧に指導が受けられたため、しっかりと学ぶことができています。また、臨床心理学、精神医学、家族社会学などの人間関係諸科学の科目では、分野の第一人者である大学教授等の講義を通じて最新の知見に触れることができ、自分の専攻分野以外においても、専門的な知識を身に付けることができます。

調査実務の科目では、面接や報告書作成の演習を通じ、実務に必要な知識や技法を学んでいます。演習では、教官や同期生と討議する機会も多く、自分では

中田 真治

平成21年採用

京都家庭裁判所 家庭裁判所調査官補
家裁調査官補(京都)



気付かなかった課題や考え方の傾向に気付かされることがあります。課後後も、同期生と語り合ったり、スポーツなどを楽しみながら、楽しい日々を過ごしています。

家庭裁判所調査官になるための研修は、決して楽なものではありませんが、同期生と助け合い、高め合いながら、充実した研修生活を送っています。

家庭裁判所調査官養成課程カリキュラム

裁判所制度、法律(民法、刑法、家事審判法、少年法等)、関係科学(人格研究、家族研究、非行研究等)、家事・少年調査実務、実務演習(心理テスト、面接技法、報告書等作成、事例研究等)、総合演習、関係機関見学、一般教養

〈カリキュラム例〉

	月	火	水	木	金
I 限	子どもの虐待	発達心理学	民法・家事審判法演習	刑法・少年法演習	問題別事例研究(少年・薬物非行)
II 限					
III 限	問題別事例研究(家事)	面接技法演習	夫婦関係調整事件の調査	犯罪精神医学	粗暴非行の調査
IV 限					
V 限					

裁判所書記官養成課程カリキュラム

憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、民事実務、刑事実務、家事審判法・同実務、少年法・同実務、法律実務演習、実務修習

〈カリキュラム例〉

	月	火	水	木	金
I 限	刑事実務(公判準備等)	民事訴訟法	刑事訴訟法	民事執行実務	少年法・同実務
II 限	民事実務(簡裁実務)	刑事実務(令状)	刑事実務(調書)	民事実務(調書)	民事実務(執行文)
III 限	家事審判法・同実務	民事実務(和解)	民事実務(保全・担保)	契約法Ⅱ	消費者信用関係法
IV 限	家事演習	民事模擬弁論	刑事適法演習	刑事模擬公判	民事要件事実演習
V 限					

先輩職員からのメッセージは、この他にも裁判所のウェブサイトに掲載されています。

<http://www.courts.go.jp/>

トップページ ▶ 採用試験情報 ▶ 裁判所職員採用試験 ▶ 先輩職員からのメッセージ

待遇

勤務時間・休暇等

国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。

勤務時間 1日7時間45分

休日 土曜日・日曜日(週休2日制)、祝日及び年末年始

休暇 年次休暇が年間20日(4月1日採用の場合、採用年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し)あるほか、特別休暇(夏季、結婚、出産、忌引等)、病気休暇及び介護休暇があります。

仕事と家庭生活の両立のための制度

育児休業、育児時間、保育時間、子の看護休暇、早出遅出勤務、育児短時間勤務等、仕事と家庭生活の両立のための制度が設けられており、男女を問わず、これらの制度が広く活用されています。

福利厚生

共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療保険及び年金制度が用意されています。

全国の主要都市には、国家公務員共済組合連合会の直営病院があり、また国家公務員共済組合連合会等が運営する各地の宿泊所を部内者料金で利用することもできます。

給与

国家公務員試験採用者と同じです。(平成21年4月1日現在)

基本給

I種 212,004円(行政職俸給表(一)2級1号俸)

II種 201,474円(行政職俸給表(一)1級25号俸)

III種 163,917円(行政職俸給表(一)1級5号俸)

※これは、東京都特別区内に勤務する場合の例です。

諸手当

◎期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)
1年間に俸給月額などの約4.5箇月分

◎住居手当
借家(賃貸のアパート等)に住んでいる方等に、最高27,000円

◎通勤手当
交通機関を利用している方等に、6箇月定期券の価額等(1箇月当たり最高55,000円)

◎扶養手当
扶養親族のある方に、配偶者13,000円等

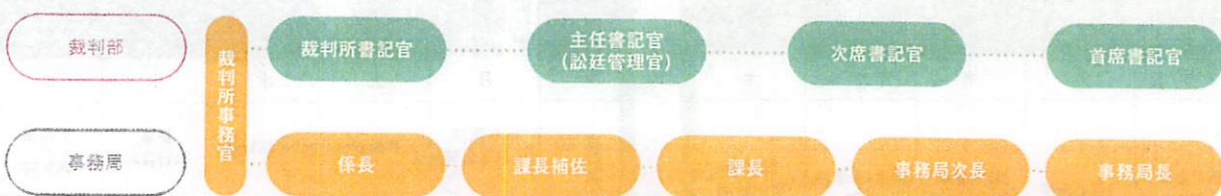
◎超過勤務手当等

昇進

裁判所では、成績主義・能力主義の人事管理が徹底しています。昇進の具体的イメージは次のとおりです。

裁判所事務官・裁判所書記官

裁判部と事務局の間では、相互に人事交流が行われています。



家庭裁判所調査官



職員として、在官年数、年齢等一定の要件を満たせば、試験を受けて簡易裁判所判事になる道も開かれています。

裁判所事務官については、II種・III種試験採用者であっても、その能力と勤務成績次第で一般職の幹部職員に昇任する道が大きく開かれており、実際にI種職員と同じような昇進経路をたどっている職員も多数います。

採用試験

試験の内容等

裁判所事務官採用Ⅰ・Ⅱ種試験(大学卒業程度)、Ⅲ種試験(高校卒業程度)

		裁判所事務官Ⅰ種	裁判所事務官Ⅱ種	裁判所事務官Ⅲ種
受験資格		受験する年の4月1日現在において、21歳以上30歳未満の方		同、17歳以上21歳未満の方
試験内容	第1次試験	①教養試験(択一式)40題 ②専門試験(択一式)30題 必須:憲法,民法 選択:刑法又は経済理論		①教養・適性試験(択一式)50題 ②作文試験 1題
	第2次試験	①教養試験(論文式)1題 ②専門試験(論文式)4題 憲法,民法, 刑法,民事訴訟法又は刑事訴訟法 ③口述試験(個別面接)	①教養試験(論文式)1題 ②専門試験(論文式)1題 憲法 ③口述試験(個別面接)	口述試験(個別面接)
	第3次試験	口述試験(集団討論・個別面接)		

家庭裁判所調査官補採用Ⅰ種試験(大学卒業程度)

		受験資格
		受験する年の4月1日現在において、21歳以上30歳未満の方
試験内容	第1次試験	①教養試験(択一式)40題 ②専門試験(記述式)6題 心理学,社会学,社会福祉学,教育学のうち1科目,又は,それら4科目のうち1科目と法律学(憲法,民法,刑法)
	第2次試験	①教養試験(論文式)1題 ②専門試験(論文式)2題 以下13科目のうち2科目 臨床心理学,発達心理学,社会心理学,家族社会学,社会病理学,社会福祉援助技術,児童福祉論,老人福祉論,教育方法学, 教育心理学,教育社会学,民法,刑法(ただし,児童福祉論と老人福祉論は同時選択不可。) ③口述試験(個別面接)

試験Q&A

A Q4

裁判所では、受験を考えている方を対象とした裁判所見学セミナーや、各大学において採用説明会を行う

採用説明会は行われていますか？

裁判所では、受験を考えている方を対象とした裁判所見学セミナーや、各大学において採用説明会を行う

A Q3

裁判所事務官Ⅰ・Ⅱ種第1次試験での刑法と経済理論の選択、裁判所事務官Ⅰ種第2次試験での訴訟法の選択、家庭裁判所調査官補Ⅰ種第2次試験での専門試験(2科目選択)は、その場で問題を見てから選ぶことができます。

裁判所では、受験を考えている方を対象とした裁判所見学セミナーや、各大学において採用説明会を行う

A Q2

特例制度を希望した場合、合否に影響しますか？

特例を希望した場合でも、合否に影響することはありません。採用後に不利に扱われることもありません。ただし、Ⅱ種試験受験者として合格した場合には、原則として試験地を管轄する高等裁判所管内で採用されることとなりますので、試験地の選択には注意してください。

A Q1

裁判所事務官Ⅰ種試験の特例制度とは何ですか？

裁判所事務官Ⅰ種試験の受験者が、申込みの際に特例を希望して各試験科目を有効に受験すると、Ⅰ種試験に不合格であった場合でも、改めてⅡ種試験受験者としての合否判定を受けることができる制度です。

A Q6

試験に合格しても採用されない場合があるのですか？

採用予定者数に及び、採用候補者名簿の中から採用者を決定しますので、合格者がすべて採用されるわけではありません。

A Q5

官庁訪問は必要ですか？

裁判所では、裁判所事務官又は家庭裁判所調査官補の採用に当たっては、いわゆる官庁訪問は行っておりません。採用の有無・採用地は、採用試験の結果を基に決定しています。

受験案内・受験申込書の入手方法

◎全国の裁判所で配布します(Ⅰ・Ⅱ種は2月下旬、Ⅲ種は5月下旬)。

◎郵送希望の方は、次の方法によってください。

封筒の表に「Ⅰ・Ⅱ種受験案内請求」又は「Ⅲ種受験案内請求」と朱書きし、角形2号(A4判が入る大きさ)の返信用封筒を同封して、最寄りの裁判所に郵送してください。返信用封筒には、あて先を明記し、120円分の切手をはってください。

採用試験に関する詳細や過去の試験問題は、裁判所のウェブサイトに掲載されています。

<http://www.courts.go.jp/>

トップページ ▶ 採用試験情報 ▶ 裁判所職員採用試験



<http://www.courts.go.jp/>

裁判所のウェブサイトには、
受験に役立つ様々な情報が掲載されています。

トップページ ▶ 裁判所について

- 裁判所の組織及び仕事
- 各種パンフレット
 - ・ 裁判所ナビ
裁判所や裁判の制度全般についてひととおり説明したもので、裁判に携わる人々の紹介やQ&A等も記載しています。
 - ・ 法廷ガイド
裁判の傍聴をする方のためのリーフレットです。
 - ・ 家庭裁判所のしおり
家庭裁判所が取り扱う家事、少年及び人事訴訟事件について説明したものです。

トップページ ▶ 採用試験情報 ▶ 裁判所職員採用試験

- 実施結果
過去の試験の実施結果を掲載しています。
- 試験問題
過去の試験問題等を掲載しています。
- Q&A
採用試験に関して寄せられた様々な質問に答えています。
- 説明会のお知らせ
大学での説明会や、裁判所が行っている見学セミナーの実施予定日が掲載されています。
- 先輩職員からのメッセージ
裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官など、先輩職員からの熱いメッセージが掲載されています。

最高裁判所事務総局人事局任用課

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

TEL 03-3264-8111 (大代表)

平成21年10月

R100